

## みまもり通信 その148 <2021年8月号>

### 身に覚えのない商品が届いた場合の 法律が改正されました



これまでは一方的に送り付けられた商品でも、14日間の保管義務がありました。法改正により、直ちに処分可能となりました。処分後に請求されても支払い義務はありません。

ただし、注文したことを忘れていたり、家族が注文していたケースもありますので、注意が必要です。対応に困ったときはご相談ください。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ



友人からの誘いでも、断る勇気を！



「友人から『必ず儲かる』と誘われ、説明会に参加した。『まずは健康食品の購入が必要』と勧誘されたが、不審なので断りたい」と相談がありました。

商品を購入して会員になり、次は自分が勧誘者になって紹介報酬を得るのがマルチ商法です。クーリング・オフ制度は適用されますが、儲かることを強調した説明を鵜呑みにせず冷静に考えましょう。消費者センターでは契約前の相談も受けています。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ